



第16回

IAS第39号の改訂公開草案について
—分類及び測定：金融危機への対応—

国際会計基準審議会 (IASB) 理事 やま だ たつ み 山田 辰己

はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2009年7月に国際会計基準 (IAS) 第39号 (金融商品：認識及び測定) の一部を改訂する公開草案を公表した。本稿は、この内容を説明することを主目的とする。しかし、2008年4月以降金融危機に対応してIASBが採ってきた行動にはいろいろな経緯があり、その経緯を理解した上で、公開草案、そして今後2009年末までに公表予定の2つの公開草案を理解する必要がある。そのため、まず、2008年4月以降にIASBが行ってきたことを簡単にまとめた上で、分類と測定に関する今回の公開草案の内容を解説することとしたい。また、米国財務会計基準審議会 (FASB) も分類及び測定について検討を行っており、そこでの議論の概要についても触れることとする。なお、意見に及ぶ部分は、筆者の個人的見解であり、IASBの見解ではない点にご留意いただきたい。

1 IASBの金融危機対応

2007年から始まった金融危機の進展に伴って、IASBに対して国際財務報告基準 (IFRS) の改訂や明確化を求める要請が相次いだ。現在も進行中であるが、筆者は、これらの内容は、次の3つにまとめることができると考えている。

- (a) 2008年4月に金融安定化フォーラム (現在の金融安定化ボード) から要請された緊急の対応
- (b) 2008年10月に主として欧州諸国の首脳から要請された緊急の対応
- (c) 2009年4月のG20からの要請及びFASBが米国会計基準を改訂したことに伴う対応

上記各段階でどのようなことが起こったか、また、IASBがこれにどのように対応したかの詳細は、図表1を参照いただきたい。以下では、各段階の主要な特徴のみについて触れることとする。

(1) 金融危機対応の第1段階

金融安定化フォーラムは、2008年4月に開催された7か国財務大臣・中央銀行総裁会議 (G7) において、

今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての要請に関する報告を行った。その際に公表された「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」において、IASBに対して、次のような要請を行った。これが、金融危機対応の第1段階である。

- (a) オフバランスとなっている特別目的会社の会計処理 (できるだけオンバランスにする方向での検討) 及び財務諸表に表示されないリスクの開示
- (b) 市場価格以外を用いて公正価値を算定している場合の、公正価値に含まれる不確実性に関する情報の開示
- (c) 市場が活発でなくなった場合における金融資産の評価に関するガイダンスの強化

IASBは、これらの要請に対して、進行中の連結や認識の中止プロジェクトを加速化する、金融危機を経験した金融商品の公正価値測定の専門家を集めた専門家諮問グループの組成などを行って対応を行った。

(2) 金融危機対応の第2段階

金融危機対応の第2段階は、2008

【図表 1】IASBの金融危機対応の概要

| A. 2008年4月に金融安定化フォーラムから要請された緊急の対応 | 基準化の現状 |
|---|---|
| <p>(a) オフバランスとなっている特別目的会社の会計処理及び財務諸表に表示されないリスクの開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融危機を受けて、規制当局から、証券化取引及びそれに使われる仕組投資事業体（SIV）の会計処理が適切かどうか疑問が投げかけられ、特に、①IAS第39号（金融商品：認識及び測定）における認識の中止、②IAS第27号（連結財務諸表及び分離財務諸表）及び解釈指針SIC第12号（連結－特別目的会社）にある連結に関する規定が、報告企業が保有している資産及び負債を適正に反映しているかどうか、及び③証券化、保証、特別目的会社及びSIVに関連する開示要求が適切かどうかという点が特に指摘されている。 連結プロジェクトでは、2008年12月に、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結－特別目的事業体」の改訂公開草案を公表した。本公開草案では、支配概念による連結範囲の確定などの改訂も目指されているが、金融危機との関連では、連結の可否に関して経営者が行った判断の開示、支配していない法的企業に対して報告企業が有する関与の性質及び関連するリスク等の開示の充実を図る提案が含まれている。 認識の中止プロジェクトは、2008年7月に新規プロジェクトとして取り上げられ、資産及び負債の定義を満たすもののみを財政状態計算書で認識し、満たさないものは認識の中止を行うという原則を用いた改訂を行おうとしている。2009年3月に公表された公開草案（認識の中止）では、IASBの提案アプローチと代替的アプローチの2つのモデルが示されている。2009年6月に、連結方針の公開草案と合わせて、円卓会議が開催された。 <p>(b) 市場価格以外を用いて公正価値を算定している場合の、公正価値に含まれる不確実性に関する情報の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年10月に、SFAS第157号（公正価値測定）の開示内容をIFRS第7号へ取り込むための公開草案を公表し、2009年3月に最終基準「金融商品に関する開示の改善－IFRS第7号（金融商品：開示）の改訂（Improving Disclosures about Financial Instruments - Amendments to IFRS7 Financial Instruments: Disclosure）」を公表した（IFRS第7号の改訂作業を完了）。本改訂は、金融商品がどのような公正価値（レベル1から3）を用いて測定されているかに関する情報の開示及びレベル3の評価対象となった金融商品の期首から期末までの変動内容の開示を求めている。 <p>(c) 市場が活発でなくなった場合における金融資産の評価に関するガイダンスの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年10月30日に専門家諮問グループの報告書を公表した（同グループは2008年6月に組成された）。 2008年9月30日付けでSEC及びFASBスタッフから公表された公正価値会計の適用に関する取扱いの明確化を図るプレスリリースの公表を受けて、10月2日に、プレスリリース「公正価値会計についてのSEC・FASBの明確化に関するIASBスタッフの見解」を公表した（同プレスリリースは、SFAS第157号の改訂ではなく、不活発な市場における公正価値の決定のための追加ガイダンスの公表であり、IAS第39号と整合的である）。なお、同プレスリリースの内容を反映したFSP FAS157-3が2008年10月10日に公表されている（そこでは、市場が不活発な場合においても、公正価値測定の目的は変わらないとされている）。 | <ul style="list-style-type: none"> 2008年12月に公開草案を公表した（2009年末までの基準化を目指す）。 2009年3月に公開草案を公表（2010年下半期での基準化を目指す）。 2009年6月に円卓会議を実施した。 IFRS第7号の改訂を完了した（2009年3月）。 |
| <p>B. 2008年10月に主として欧州諸国の首脳から要請された緊急の対応</p> | |
| <p>(a) 金融資産の再分類の容認</p> <ul style="list-style-type: none"> 2008年10月13日に、金融資産の再分類（売買目的保有から他の区分に振替え）を認めるため、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を「金融資産の再分類」として公表した。例えば、デリバティブ及び公正価値オプションの対象以外の金融資産は、短期間で売買する意図で保有しなくなった場合には、売買目的保有から他の区分に振り替えることができる（貸付金及び債権の性格を持つものは売却可能金融資産からの振替えもできる）。このような振替えが行われるのは、まれな場合であり、また、振替時には、その時点の公正価値で他の区分に振り替える（これが新区分での新たな簿価となる）。さらに、既に売買目的保有区分で認識されている損益を振り戻すことはできない。振替えを行った場合には、簿価と公正価値を認識の中止を行うまで継続して開示、また、振替えを行った期には、当該期及び前期の公正価値損益又はその他の包括利益の開示等が追加されている。 下記(b)の円卓会議での指摘を受けて、2008年12月22日に公開草案「組込みデリバティブ（IFRIC第9号及びIAS第39号の改訂提案）」が公表され、2009年3月に同名の最終基準として公表された（2009年6月30日以降に終了する事業年度から適用）。2008年10月にIAS第39号を改訂した際に、組込みデリバティブが含まれる複合金融資産（hybrid financial asset）の再分類に当該改訂規定を適用するとき、再分類時に、組込みデリバティブをホスト契約から分離すべきかに関する評価をどのように行うかが明確でなく、IFRIC第9号（組込みデリバティブの再評価）との関係を明確化すべきであるとの指摘があったことに対応した改訂である。 | <ul style="list-style-type: none"> IAS第39号及びIFRS第7号の改訂を完了した（2008年10月）。 IAS第39号及びIFRIC第9号の改訂を完了した（2009年3月）。 |

- ① 複合金融資産を、損益を通して公正価値で測定するという区分以外の区分に再分類するときには、企業は、組込みデリバティブがホスト契約から分離することが要求されているかどうかを評価しなければならない。
 - ② 当該評価は、企業が初めて契約の当事者になる時点における状況を基にして行われなければならない（振替時の状況にはよらない）。
 - ③ 分離すべき組込みデリバティブの公正価値が信頼をもって測定できない場合には、複合金融商品全体は、損益を通して公正価値で測定するという区分に留め置かなければならない。
- (b) 円卓会議の開催
- ・ 金融危機に対応して、金融商品会計基準に緊急に改訂すべき問題点があるかどうかに関する円卓会議が、IASBとFASBの協力の下、2008年11月及び12月にノーウォーク、ロンドン及び東京で開催された。会議では、(a)金融商品の減損、(b)公正価値オプションの対象の見直し、(c)適格要件及び再分類公正価値測定のガイダンスの必要性及び(d)その他の論点（IAS第39号とIFRIC第9号（組込みデリバティブの再評価））との関係及び債務担保証券（CDO）への投資の会計処理の明確化が指摘され、この指摘を受けて、2008年12月に2つの公開草案（負債金融商品に関する開示の充実のための公開草案（次点を参照）及び再分類時の組込みデリバティブの分離に関する公開草案（前述(a)の第2点目を参照））が公表され、それ以外の指摘事項については、現行の金融商品会計基準（IAS第39号）の簡素化プロジェクトで取り上げることが決定された。
 - ・ 円卓会議で、負債金融商品の保有目的区分ごとに適用されている測定属性（償却原価法及び公正価値測定）が異なるため、負債金融商品の比較可能な情報が提供されていないことから、これを改善するため、減損損失に関する情報よりも拡充された次のような情報を提供することが適切との判断に達し、2008年12月23日に公開草案「負債金融商品への投資（IFRS第7号の改訂提案）が公表された（FASBも同様の内容の公開草案を2008年12月24日に公表した）。
 - ① 負債金融商品があたかも次のような状況にあった場合に計算される税引前損益（仮定計算に基づく損益を開示する）
 - (i) 損益を通して公正価値で測定するという区分に区分されていた場合
 - (ii) 償却原価法で会計処理されていた場合
 - ② 比較が可能な方法で負債金融商品に関する次の金額を開示する（財政状態計算書の残高について仮定計算に基づく数値を開示する）
 - (i) 財政状態計算書上の簿価
 - (ii) それらの公正価値
 - (iii) それらの償却原価
- (c) 金融危機諮問グループ（Financial Crisis Advisory Group：FCAG）の組成
- ・ FCAGは、IASB及びFASBに対して、世界金融危機及び世界の規制環境の変更の可能性が会計基準設定に与える意味について助言を行うことを目的とする。FCAGの助言をまとめた報告書は、2009年7月29日に公表された。同報告書では、金融危機の中心が金融機関であったことから、金融機関に関する問題を中心に議論を行い、一般目的財務報告が果たすべき役割に関する4つの原則を示している。
 - ① 有効な財務報告（財務報告の重要性を確認した上で、金融商品会計基準の簡素化、発生損失モデルに代わる期待損失モデルを中心とする減損会計基準の見直し、企業自身の信用リスクの負債の公正価値測定への反映の妥当性の再検討、連結及び認識の中止プロジェクトにおける収斂及び改善の促進などが提言されている）
 - ② 財務報告の限界（財務報告への過度の依存に警告を発するとともに、概念フレームワークにおいて財務報告の限界に言及することや、利用者、規制当局及び金融機関がこの限界に適切に対応すべきことが提言されている）
 - ③ 会計基準の収斂（会計基準の収斂の必要性を強調した上で、金融危機対応プロジェクト（会計基準の簡素化、連結及び認識の中止）の加速化及びその他のMOUプロジェクトの推進、IFRSの採用のためのロードマップの設定を各国に要請、各国の監査基準や強制執行の差異によって異なる会計基準の適用及び解釈が生じないようにすること（国際的大手監査法人の重要性の強調）などが提言されている）
 - ④ 会計基準設定主体の独立性と説明責任（会計基準設定主体の独立性の保持、説明責任を果たすためのデュー・プロセスの遵守の重要性を強調した上で、MOUの完成を目指す際のデュー・プロセス遵守の必要性、緊急事態に対応するための緊急（短縮）デュー・プロセスの開発、政策立案者による基準設定の方向性又は結果に対する干渉の禁止、IASBの恒久的な資金調達構造の構築及びモニタリング・ボードの拡大などが提言されている）
- (d) 金融商品会計基準簡素化プロジェクトの正式議題化
- ・ 2008年11月に、IASBは、複雑で分かりづらいという指摘のある現行のIAS第39号（金融商品：認識及び測定）を簡素化するためのプロジェクトを正式に議題として取り上げた。2008年3月に

・ 仮定計算に基づいた開示に反対意見が多く、改訂を断念した（2009年1月）。この問題は、金融商品会計基準の包括的な見直しの中で検討されることになる。また、FASBも改訂を断念した。

| | |
|--|---|
| <p>は、金融商品会計基準の複雑性を低減するためのいくつかの提案を、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減 (Reducing complexity in reporting financial instruments)」として公表している。</p> | |
| <p>C. 2009年4月のG20からの要請及びFASBが米国会計基準を改訂したことに伴う対応</p> | |
| <p>(a) 2009年4月のG20からの要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20は公正価値会計の枠組みを再確認するものの、会計基準設定主体は、流動性及び投資家の保有意図に基づいた金融商品の評価のための会計基準の改善を行うべきである。 ・ G20は、会計問題を扱う金融安定化フォーラムの景気循環増幅効果 (procyclicality) に関する推奨についてもこれを歓迎する。 ・ G20は、会計基準設定主体が2009年末までに次に関する行動を起こすべきであることについて合意した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 金融商品の複雑性を低減すること。 ② 広い範囲の信用情報を取り込むことによって貸倒引当金の認識に関する会計基準の強化を図ること。 ③ 引当金、オフバランスとなっているエクスポージャー及び評価の不確実性に関する会計基準を改善すること。 ④ 監督者と協働することによって、評価に関する会計基準の適用の国際的な明確性及び整合性を達成すること。 ⑤ 1組の高い品質のグローバルな会計基準へ向けての大きな進展を図ること。 ⑥ 独立した会計基準設定過程の枠組みの中で、IASBの定款の見直しを通じて、ブルデンシャルな規制当局及び新興市場を含む利害関係者の関与を改善すること。 <p>(b) FASBによる米国会計基準の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年4月に、FASBは、次の改訂を決定した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 正価値測定に関する米国財務会計基準書 (SFAS) 第157号 (公正価値測定) に対する追加的ガイダンスを示すための新たなFASBスタッフポジション (FSP) (FSP FAS157-4 : 資産又は負債に係るボリューム及び活動レベルが大きく低減した場合の公正価値の決定及び通常ではない取引の識別)、 ② 上場企業の中間財務報告 (米国の場合は四半期報告書) において、金融商品の公正価値に関する開示を求めている新たなFSP (FSP FAS107-1 and APB 28-1 : 金融商品の公正価値に関する中間開示) 及び ③ SFAS第115号 (特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理) における有価証券の一時的でない減損 (other-than-temporary impairment; OTTI) の取扱いをより明確化し財務諸表におけるOTTIの表示を改善するためのFSP (FSP FAS 115-2 and FAS 124-2 : 一時的でない減損の認識及び表示) ・ これに対応して、IASBは、FSPの内容を反映するため、 <ol style="list-style-type: none"> ① IASBが公表予定の公正価値測定の公開草案にFSP FAS157-4を反映すること及びFSP FAS 107-1等をIAS第34号 (中間財務諸表) に反映し、中間財務諸表でも金融商品の公正価値に関する開示を求める改訂を行うことを決定した。 ② しかし、有価証券の一時的でない減損に関するFSPの内容は反映しないことを暫定的に決定した。 <p>(c) 金融商品会計基準簡素化プロジェクトの加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20の要請に基づき、次の3段階に分け、2009年から2010年下半年期までにIAS第39号 (金融商品：認識及び測定) の改訂を目指す。 <ol style="list-style-type: none"> ① 分類及び測定の見直し：2009年7月に公開草案 (コメント期限は2009年9月14日) を公表 (2009年12月に終了する事業年度から早期適用できるようにする)。 ② 減損会計 (発生損失モデル、期待損失モデル及び公正価値モデルのいずれを採用するか) の見直し：2009年10月の公開草案の公表を予定。 ③ ヘッジ会計の見直し：2009年12月の公開草案の公表を予定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2009年5月公表の公正価値測定公開草案に反映された。 ・ 有価証券の一時的でない減損を取り上げずに、金融商品会計基準簡素化プロジェクトの加速化を決定した (2009年4月)。 ・ 2009年7月にIAS第39号の公開草案 (分類及び測定) を公表した。 |

年10月に始まる。10月上旬に開催された欧州の首脳による金融危機対応に関する会議において、欧州の金融機関が、米国会計基準とIFRSの規定が異なることによって不利な取扱いを受けることがないようにするた

めに、IASBは、IAS第39号を改訂すべきであるという要請がなされた。具体的には、米国会計基準と同じような取扱いとなるよう、当時のIAS第39号第50項では禁止されている再分類、すなわち、売買目的保有に区

分している金融資産を他の区分 (満期保有投資や売却可能金融資産、貸付金及び債権という区分) へ振り替えるという処理を可能とするためのIAS第39号の改訂が求められた。しかも、IAS第39号等の改訂は、2008

年10月末までにすべきという内容の要請であった（これは「level playing fieldの達成のための改訂」と表現されている）。また、これが達成できない場合には、欧州連合（EU）は、IAS第39号第50項を新たにカーブアウト（IFRSの規定をEUでは採用しないようにするため削除すること）する用意があることも示唆された。

EUのカーブアウトに関する取扱いでは、IFRSの規定の一部を採用しないことができるものの、IFRSに新たな規定を追加することはできないため、第50項における振替禁止規定を削除すると、新たな開示項目を追加できない。このため、企業（金融機関を含む）が、いくら金額をどの区分へ振り替えたのか、また、振り替えた金融資産に従前の公正価値測定が適用されていた場合には、いくらの評価損益が生じていたかなどの情報が全く提供されないまま自由に再分類することが可能となる懸念があった。

新たなカーブアウト及びその結果としての上述のような開示情報の欠落が生じないようにするために、IASBは、苦渋の選択として、通常のデュー・プロセスを停止して、緊急にIAS第39号及びIFRS第7号を改訂することを決断した^{1, 11)}。

また、この後、IASBとFASBは、金融危機によってIAS第39号及びIFRS第7号にさらに改訂すべき問題点があるかどうかに関する関係者の意見を聞くために、2008年11月から12月にかけて円卓会議を開催した。この結果、緊急に対応すべき大きな問題はないものの、IAS第39号の再分類を組み込みデリバティブにどのように適用するかを明確にするための緊急の公開草案を公表する必要があると

の指摘を受け、これに対応することを決定した。

このほか、IASBとFASBは、2008年12月に金融危機諮問グループ（FCAG）を組成し、金融危機が会計基準設定に与える影響及び金融危機に対応して見直すべき会計基準について有識者の意見を聞くこととした。FCAGは、2009年7月に報告書を公表し、金融商品会計基準の簡素化の加速化や減損規定の改訂の必要性などについて具体的な助言を行っている。

(3) 金融危機対応の第3段階

金融危機対応の第3段階は、2009年4月のFASBによる米国の金融商品会計基準の改訂及びG20からの要請に端を発する。FASBは、金融商品に関する米国会計基準の改訂を行ったが、そのうち、米国財務会計基準書（SFAS）第115号（特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理）における有価証券の一時的でない減損（other-than-temporary impairment; OTTI）の取扱いをより明確化し、財務諸表におけるOTTIの表示を改善するためのFASBスタッフポジション（FSP）の改訂は、IAS第39号における減損の考え方とは大きく異っていた。このため、IASBは、IAS第39号を改訂して収斂を図ることは不適切と判断した。一方、G20は、数ある要請の中で、金融商品会計基準の複雑性の低減を2009年末までに終了することを要請したため、IASBは、SFAS第115号とIAS第39号との収斂に代えて、2008年11月に正式に議題として取り上げた金融商品会計基準簡素化プロジェクトを加速化することを決定した。これにより、2008年10月に行った再分類の改訂も含んだIAS第39号全体を全く新たな

視点から見直すこととなった（図表1のC(c)参照）。

2 IAS第39号の改訂公開草案（分類及び測定）

(1) IASB提案の概要

既に触れたように、今回公表された公開草案は、金融商品会計基準の簡素化プロジェクトの一環であり、現行IAS第39号の4つの区分（満期保有、売買目的、売却可能及び貸付金及び債権）を2区分（償却原価と公正価値）にする簡素化を図ろうとしている。また、この区分の選定には、企業が採用しているビジネス・モデルを反映するという思想があり、企業は、金融資産又は金融負債を、いったん決めた区分（償却原価と公正価値）の間で再分類してはならないとされている（後述するその他包括利益（OCI）の選択も取消し不能の選択であるため、再分類はできない）。

公開草案の規定の詳細は図表2に示すとおりであるが、以下では、今回の提案の特徴のいくつかを示してみることにする。

- (a) 当初認識時に、金融資産及び金融負債を、それ以後、償却原価で測定するもの（一定の要件を満たした債券等）と公正価値で測定するもの（例えば、デリバティブや持分金融商品等）に分類しなければならない。
- (b) 日本の持合株式のように、保有先企業との良好な関係を構築する目的などで保有している持分金融商品については、公正価値で測定するものの、その変動を企業の選択でOCIで認識することができる。これは、日本やアジア諸国に比較的多い戦略投資を対象としている。

持分金融商品が売買目的で保有されている場合を除き、どの持分金融商品をOCI区分とするかの選択は、企業の任意である。OCI区分に該当するための規準を作って、これに合致したものをOCI区分とするという規定のあり方が検討されたが、規準を作ることによって規定全体が複雑になることを避けるため、企業の自由選択に任せることとされた。また、この区分では、長期的な関係の構築による利益の極大化を意図するような持分金融商品の保有を前提としているので、毎期の公正価値の変動を当期利益で認識することを避けるためOCIで認識し、減損が起こっても当期利益で認識することはしない。その代わりに、売却して実現損益が発生した場合でもOCIから当期利益に振り替えることは認めない（ノンリサイクリング）。さらに、保有期間中に受け取る配当もOCIで認識し、当期利益で認識することは認めない。ただし、売却等による実現時には、資本の部の中でOCIから剰余金に振替えを行うことができ、配当可能利益とすることができる。

(c) 償却原価で測定すべき金融資産又は金融負債は、次の適格要件を満たしたものとなる。

- (i) 当該金融商品が、基本的貸付特徴（basic loan feature）のみを有していること。
- (ii) 当該金融商品が、契約金利ベースで管理されていること（managed on a contractual yield basis）。

第1の要件は、金融商品そのものの持つ特性に関するもので、第2の要件は、金融商品を保有又は

発行する企業のビジネス・モデルに関するものである。第1の要件では、貸付金の性格、すなわち、①元利金の返済期日が特定されており、②金利が、ある特定期間の元本の貨幣の時間的価値及び信用リスクのみを反映しているものである必要がある。契約条件に元利金の返済タイミングや金額を変更する条項があったり、金利に保証料のような要素が含まれている場合には、この要件を満たさない。第2の要件は、契約で定められた金利を受け取ることをのみを保有目的としているビジネス・モデルであることを求めている。例えば、公正価値の変動によるキャピタルゲインの取得も目指している場合には、第2の要件を満たさない。

また、金融商品の金利の支払いに優劣のある金融商品では、シニア・トランシェは、償却原価区分とすることができるが、メザニン又はイクイティ・トランシェと呼ばれる部分は、シニア・トランシェに保証を提供していることから償却原価区分とすることはできない。

さらに、従来の満期保有区分にあった中途売却を行った場合には2年間同区分を使えないという罰則規定（テイティング・ルール）は今回の償却原価区分にはなく、多少の売却を行うことも認められている。しかし、頻度が高くなるとトレーディング目的での保有と判断されることもあり得る。また、1つの企業に複数のビジネス・モデルが存在することがあり、その場合には、ビジネス・モデルごとに償却原価又は公正価値を採用することが可能である。

日本では、金融機関が預金とし

て預かった資金の運用先として国債を購入している場合があるが、その保有目的が、預金利息の支払いに充てるために、国債の金利収入を利用するといったように、国債からの金利の受取りを目的としているのであれば、償却原価区分の適用が可能ではないと思われる。しかし、金融機関によって保有の実態が多様であることが予想されるので、第2の要件を満たすかどうかは、ビジネスの実態を見極めて判断する必要がある。

(d) 本改訂公開草案は、2012年1月からの適用を想定している。しかし、2009年12月からの早期適用を許容する予定である。また、経過措置が提案されている。遡及適用を原則とするが、結果が分かった上で償却原価又は公正価値の区分が選択される可能性があるため、本基準を初めて適用した日の状況で償却原価区分の適用要件を満たすかどうかを判定し、その判定結果を用いて遡及適用することとしている。同じ取扱いが、公正価値オプション（会計上のミスマッチの解消かどうか）及びOCI区分の選択（持分金融商品がトレーディング目的で保有されているかどうか）に対しても適用される。このほか、複合金融商品や公正価値オプションに関する経過措置がある。

(2) 代替アプローチ

公開草案では、財政状態計算書上での公正価値の表示を拡大する代替アプローチについての意見も求めているが、紙幅の都合で、詳細の紹介は省略する。

3 FASBの分類と測定に関する議論

【図表 2】公開草案の概要

| | 償却原価区分 | 公正価値区分 |
|------------------|--|---|
| 当初認識時 | ① 金融資産及び金融負債を、償却原価で測定するものと、公正価値で測定するものに分類しなければならない。 ② 分類は、経営者の意思ではなく、採用されているビジネスモデルに基づいて行う。 ③ ビジネスモデルは、1企業に複数存在し得る（例えば、金融機関におけるバンキング活動とトレーディング活動）。 | |
| 適格要件 | ① 当該金融商品が、基本的貸付特徴のみを有していること。 ② 当該金融商品が、契約金利ベースで管理されていること。 したがって、株式をこの区分とすることはできない。 | 償却原価区分に該当しない金融資産及び金融負債（例えば、デリバティブ、持分金融商品など） |
| 罰則規定 | 適用はなく、売却することも可能。 | N/A |
| OCIの選択 | N/A | 売買目的で保有する以外の持分金融商品を対象に、当初認識時に企業の選択で銘柄ごとに選択可能。 |
| 再分類 | 認められない（公正価値区分に振替はできない）。 | ① 認められない（償却原価区分に振替はできない）。 ② OCIでの認識を選択した場合にも当期利益で認識する区分への変更はできない。 |
| 当期利益又はOCI | ① 受取利息、支払利息、アモチゼーション（アキュムレーション）は当期利益で認識。 ② 減損も当期利益で認識。 | ① 公正価値の変動は当期利益で認識。 ② OCI区分を選択した持分金融商品に関連する、公正価値の変動及び受取配当金はOCIで認識。 ③ OCI区分の持分金融商品の売却損益は当期利益で認識できない。直接OCIから剰余金へ振り替えることができる。 |
| 減損 | 当期利益で認識。 | N/A（公正価値測定をするため） |
| 取引費用 | 取得原価に含める。 | ① 公正価値の変動を当期利益で認識する場合には取得原価に含めない。 ② OCIで認識する場合には取得原価に含める。 |
| 公正価値オプション | 会計上のミスマッチが存在する場合にのみ適用できる。 | N/A |
| 持分金融商品の取得原価測定の例外 | N/A | 例外規定を削除する。したがって、持分金融商品はすべて公正価値で測定する。 |
| 組込みデリバティブ | ① ホスト契約が金融商品である（IAS第39号の範囲内）場合、複合金融商品は分離せず、償却原価を適用するかどうかの判断は、複合金融商品全体に対して行う。複合金融商品全体が、適格要件を満たせば償却原価区分に分類され（例えば、金利キャップ、フロア又はカラーのついた金融商品）、満たさない場合には公正価値区分に分類される。 ② ホスト契約が金融商品でない（IAS第39号の範囲外）場合には、現行IAS第39号の分離規準を用いて、組込みデリバティブをホスト契約から分離すべきかどうかを決定しなければならない。組込みデリバティブが分離される場合には、組込みデリバティブには償却原価に関する適格要件の規定が適用され、ホスト契約には適切な、ほかのIFRSが適用される。 | |

最後に、現在FASBで検討されている金融商品の分類と測定に関する見直し案に触れておきたい。現在議論が進行中のため、今後、内容の変更が起り得るが、その概要は、以下のとおりである（IASBの提案とは異なっている）。

FASBの提案は、測定と表示の2つに分かれている。

(1) 測定

すべての金融商品は、公正価値で測定し、その変動を当期利益で認識するというのが原則である。しかし、次の2つの例外を適用することが可能である。

(a) 公正価値の変動をその他の包括利益（OCI）で認識する選択肢

① この選択肢は、(i)金融商品の条

件（terms of the instrument）と (ii)企業のビジネス・モデルに基づいて利用可能となる。

② 当初認識時に、取消し不能の選択として、次の条件を満たす場合には、公正価値の変動の一部をOCIで認識することができる。

その条件とは、企業の事業戦略が、元本のある負債金融商品を、

第三者との間で売却・決済するのではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収又は支払うために保有していることである。

③ このアプローチは、個別の金融商品に対する経営者の意図に焦点を当てるのではなく、金融商品が管理されている方法に焦点を当てている。企業は、類似の金融資産の高い比率部分（a high proportion of similar instruments）を、契約期間に比べて長期間保有することを立証しなければならない。

④ この規準は、次の金融商品には適用されない（これらは公正価値で測定され、その変動は当期利益で認識しなければならない）。

- ・ 持分金融商品への投資
- ・ デリバティブ
- ・ 現行の米国会計基準が、組込みデリバティブを分離することを求めている複合金融商品

⑤ この選択肢が採用された場合においては、次のものは、引き続き損益計算書で認識される。

- ・ 当期の金利
- ・ 減損

上記金額の合計額と公正価値変動総額との差額は、OCIで認識する。

⑥ 認識の中止によって実現した損益は、OCIから当期利益へリサイクルされなければならない。

(b) 自分の負債（own debt）に対する償却原価

自分の負債は、次の条件を満たした場合には、償却原価で測定することができる。

- ・ 企業の事業戦略が、金融負債を第三者との間で売却・決済するのではなく、契約キャッシュ・フローの支払いのために金融負債を保有

していること、かつ、

- ・ 金融負債を公正価値で測定することが、測定属性のミスマッチを生み出すこと（例えば、負債が、再測定されない不動産の購入の資金に充てられている場合）。

(2) 表示

包括利益を末尾とする一計算書方式の包括利益計算書を要求し、1株当たり当期利益は、引き続き当期利益を基礎とする。

(a) 公正価値で測定され、その変動を当期利益で認識する金融商品

貸借対照表

① 貸借対照表上では、公正価値を示さなければならない。

② 自分の負債で公正価値測定され、その変動を当期利益で認識するのは、償却原価を表示することが求められる。

③ 企業は、自分の負債以外については、償却原価から公正価値への調整を表示又は開示することが許容される。

業績計算書

① 企業は、実現及び未実現損益を合計した金額を表示することが求められる。

② 企業は、金利、配当及び信用損失を別の勘定科目で表示することが許容される。

(b) 公正価値で測定され、その変動をOCIで認識する金融商品

貸借対照表

① 企業は、貸借対照表上の独立した勘定科目として、償却原価と公正価値に到達するための調整額を表示することが求められる。

② 金融資産については、信用損失累計額も独立した勘定科目として表示することが求められる。

業績計算書

① 企業は、当期の金利、信用損失及び認識の中止からの実現損益を別々に表示することが求められる。

② 外貨建金融商品に関する外貨建取引損益は、業績報告書では独立した表示が求められないが、OCIで継続して認識される。

(c) 償却原価で測定される金融商品（このカテゴリーは、自分の負債についてのみ選択可能である）

当期の金利及び実現損益を、業績報告書で別々に表示することが求められる。

<注>

i これに関する詳細な解説は、特別鼎談「国際財務報告基準の現状と世界の課題」（金見昭、平松一夫、筆者）税経通信2009年1月号（Vol.64 No.1）を参照されたい。

ii IAS第39号の再分類に関する改訂内容は、拙稿「IASB会議報告（第84回会議）」（会計・監査ジャーナル2009年2月号（Vol.21 No.2））を参照されたい。

| | | |
|---|-------|---------------|
|  | 教材コード | J 0 2 0 5 3 7 |
| | 研修コード | 2 1 0 3 0 9 |
| | 履修単位 | 1単位 |